

(別紙)

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
(仮称) 宗谷岬風力発電事業更新計画環境影響評価準備書

本事業は、稚内市において平成17年から運転している「ユーラス宗谷岬ウインドファーム」(出力57,000kW、57基)の出力の変更を伴わない更新事業であり、約1,404.7haの対象事業実施区域に、単機出力4,000kW級(全高最大159m、ローター直径130m)の風力発電機17基から成る風力発電所を設置する計画となっている。

対象事業実施区域及びその周辺は、オジロワシやオオワシなどの希少猛禽類をはじめとする鳥類の渡りのルートとして重要な地域であり、同区域の周辺ではオジロワシの営巣が複数箇所を確認されているほか、既設風力発電所ではこれまでにオジロワシのバードストライクが多発しているなど、これら鳥類の渡りや繁殖等への著しい影響が懸念される。また、同区域にはそのほぼ全域に重要な地形である宗谷丘陵の周氷河地形が分布しているほか、タカネトンボなどの重要な植物種や特定植物群落の宗谷丘陵ササ草原が分布しており、重要な地形や重要な植物種及び重要な群落への影響が懸念される。

さらに、同区域の西側は住居や学校等が存在する市街地と近接しており、本事業の実施により騒音や風車の影による生活環境への影響が懸念される。加えて、同区域及びその周辺には、環境影響評価手続中の風力発電事業が複数あることから、これらとの累積的な影響も懸念される。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を確実に回避又は低減するため、事業者は次に示す事項について真摯に対応すること。

1 総括的事項

(1) 準備書における環境影響評価の妥当性について

本準備書において事業者は、環境影響評価項目のほぼ全般にわたり、環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価している。

しかしながら、2の個別的事項で示すとおり、予測及び評価の科学的根拠が示されていない項目や、環境保全措置の検討が十分とはいえない項目があり、そのうち科学的根拠が示されていない項目については、予測及び評価等に関する質問に対して意見等を踏まえ評価書において検討するとの回答が示されるなど、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているとする評価の妥当性が準備書段階では確認できない。また、環境保全措置の検討が十分ではない項目については、適切な環境保全措置が実施されず、事業の実施により重大な環境影響が生ずるおそれがある。

このため、これらの項目については、複数の専門家等からの科学的知見の聴取を含め、科学的根拠を示した上で改めて予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。その結果、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、風車の配置の変更や事業規模の縮小など事業計画の見直しを行い、確実に環境影響を回避又は低減すること。なお、環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減のための措置を最優先とし代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(2) 累積的影響について

対象事業実施区域及びその周辺には、環境影響評価手続中の風力発電事業が複数あり、本事業との累積的影響が生じるおそれがあるにもかかわらず、本準備書では、他事業の風車の配置や工事の施工計画等が明らかになっていないという理由で、累積的影響の予測及び評価が行われていない。

しかし、これらの事業の中には環境影響評価準備書の手続を終了しているものもあり、具体的な計画が公表されている。このため、他事業者から必要な情報を入手するなどして、これらの事業との累

積的影響の予測及び評価を実施すること。また、その結果、重大な環境影響が生じると予測された場合は、追加的な環境保全措置を講ずるなどして影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 評価書の作成に当たっての留意事項について

評価書の作成に当たっては、予測及び評価の根拠並びに環境保全措置の検討経過を遺漏なく具体的に記載するとともに、一般に分かりやすい図書となるよう努めること。

(4) 関係市との協議について

稚内市では「稚内市風力発電施設建設ガイドライン」を定め、建設に当たっての条件等を示していることから、同ガイドラインの遵守に関して、稚内市と十分に協議を行うこと。

(5) 準備書の公開について

本準備書については、縦覧期間は終了しているものの、住民等との相互理解の促進などの観点から、評価書の縦覧期間が終了するまで事業者のホームページに掲載するなど、継続した公開に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果では、対象事業実施区域の北西側に近接する地域において、類型指定はなされていないもののA地域の環境基準値 55dB を上回る範囲に住居が存在している。このため、工事工程・工法の工夫などの適切な環境保全措置を講ずることにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 地形及び地質

対象事業実施区域のほぼ全域に分布している重要な地形である宗谷丘陵の周氷河地形については、土地の改変率が小さいことなどから大きな影響はないと予測しているが、改めて、改変をできるだけ避けるなどの環境保全措置を確実に実施することにより、影響の回避及び低減に努めること。

(3) 風車の影

対象事業実施区域周辺の複数の住居において、海外のガイドラインの指針値を超える時間で風車の影による影響が及ぶと予測している。このため、当該ガイドラインの指針値を踏まえ、影響が回避又は十分低減されるよう、風車の配置の見直しや稼働制限などの適切な環境保全措置を講ずること。

(4) 動物

ア コウモリ類については、高所録音の確認例がなかったことなどから、ブレード、タワー等への接近・接触が生じる可能性は低いと予測している。しかし、調査の期間及び回数が限られることなどから、コウモリ類の生息状況を十分に把握できていないおそれがあり、影響の予測及び評価の妥当性が確認できないものとなっている。このため、専門家等の意見を聴いた上で、追加調査を実施することにより必要十分な情報を収集し、改めて予測及び評価を実施すること。

イ バードストライクに係る年間衝突回数の推定結果について、オジロワシでは非越冬期と越冬期、渡り期を合わせて0.278回、オオワシでは越冬期と渡り期を合わせて0.162回と高い値が示されたものの、衝突の危険性が高い風車の配置を見直すこと、基数削減に伴い新設の風車の間隔は既設と比べ広がることなどを理由に、ブレード、タワー等への接近・接触が生じる可能性は低いと予測しているが、これらの理由は必ずしも十分な科学的根拠に基づくものではない。

また、本準備書におけるオジロワシの既設風力発電所における衝突回数及びバードストライクリスクの推定は、死骸が集中して発見された非越冬期の調査結果のみを用いているが、他の風力発電所では、越冬期にも同種のバードストライクが生じていることを勘案すると、過小評価となるおそれがある。

これらのことから、影響が軽微とする予測には科学的妥当性が認められず、オジロワシ及びオオワシへの重大な影響が懸念される。

このため、バードストライクの影響を確実に低減するため、オジロワシのバードストライクリスクが高いことなどから、風車の配置変更または設置取りやめを検討するとしている SMJ03 及び 17 については、専門家の意見を聴いた上で、配置変更等を検討すること。また、衝突回数の推定値またはバードストライクリスクが特に高いと推測される場所に隣接する風車についても同様に検討すること。

さらに、オジロワシ、オオワシの衝突回数及びバードストライクリスクを通年の調査結果に基づき改めて推定した上で、年間の衝突回数及びバードストライクリスクの推定値をできる限り小さくするよう風車の配置等を再検討すること。

ウ バードストライク及びバットストライクに関する事後調査については、その手法が具体的に示されておらず妥当性が確認できないものとなっている。このため、事後調査の手法について、その妥当性を示す科学的根拠を含めて評価書に記載すること。

なお、死骸調査の手法は、死骸の見落としや他の動物の持ち去り、積雪の影響などによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で実施するとともに、発見死骸数に補正を施すモデル等を採用するなど科学的に検証可能な方法で実施して、その妥当性を確保すること。

また、既設風力発電所でオジロワシ等の死体が長期間にわたり複数確認されていること、対象事業実施区域の周辺に複数のオジロワシの繁殖地があること、さらに同区域及びその周辺が鳥類の重要な渡りのルートであることを踏まえ、バードストライク・バットストライクのみならず、オジロワシの繁殖や鳥類の渡りの行動に与える影響のモニタリングなど、専門家の助言を得ながら科学的に十分な期間の事後調査を実施すること。その上で、重大な影響が確認された場合は、バードストライク及びバットストライクのリスクの高い時期に風車の稼働制限を行うことや、コウモリ類に配慮してフェザーモードを設定することなど、環境保全措置の実施について検討すること。

エ ブレードが回転することにより出現する球状の衝突危険空域は、宗谷地域に集中する他の風力発電事業と連続することで長大な障壁空間となる。そのことによってもたらされるバードストライクの増加や忌避反応による生息地の減少、変更、消失及び飛翔ルートの変更によるエネルギーロスなどを通じて鳥類に累積的な影響が及ぶことが懸念される。このため、本事業に係る調査結果のみならず、他の風力発電所でのバードストライクの事例や回避行動などのデータはもとより、宗谷地域における他事業者の風力発電事業に係る環境影響評価の情報や先行事業者が設置する協議会での検討結果を入手した上で、専門家等から助言を得ながらそれらの累積的な影響について、調査、予測及び評価を実施すること。

(5) 植物

ア 特定植物群落である宗谷丘陵ササ草原については、改変が限定的なことや環境保全措置の実施により影響がないと予測しているが、改めて、改変をできるだけ避けるなどの環境保全措置を確実に実施することにより、影響の回避及び低減に努めること。

イ 重要な植物種であるタカネトンボについては、土地の改変により一部が消失するものの、改変区域外の株を残存すること等から影響は小さいと予測している。しかし、その十分な科学的根拠が示されておらず、本種への影響が懸念されるため、原則として、その生育地を改変区域から除外すること。やむを得ず改変を伴う場合は、専門家等の意見を聴いた上で、代償措置を講ずること。なお、代償措置として移植を行う場合は効果の不確実性が極めて高いことから、種に応じた適切な期間、定着状況の確認等の事後調査を実施すること。

(6) 生態系

ア 典型性注目種として選定したウグイスについて、営巣環境としてササへの依存度が高いことなどを理由に選定しているが、改変する土地の多くが本種の生息密度の低い牧草地であるため、生態系への影響の予測及び評価について、妥当性が確認できないものとなっている。このため、評価書においては科学的根拠を明らかにした上で、典型性注目種の選定経緯を分かりやすく記載するとともに、必要に応じて典型性注目種の変更を行い、改めて適切な方法で予測及び評価を実施すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺には既に侵略性の高い外来植物が生育しており、本事業の実施に伴うそれらの分布域の拡大により、重要な動植物種や生態系への影響が懸念されることから、実効性のある拡散防止策を講ずるとともに、その効果を確認しながら、必要に応じてさらなる対策を実施すること。また、既設風車撤去後の土地を含む改変区域の緑化に当たっては、在来植物を用いた緑化などにより、外来植物の分布域の拡大防止に努めること。

(7) 景観

本準備書に掲載のフォトモンタージュについては、実際の風車の大きさなどの視覚的印象（見え方）より不鮮明で小さく感じるものがあることから、実際の景観対象の大きさなど視覚的印象を反映したフォトモンタージュを作成するなど、改めて予測及び評価を実施すること。また、フォトモンタージュの作成に当たっては、背景とのコントラストなど視覚的印象を考慮し、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件で作成すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域に一部含まれる「稚内フットパス（宗谷丘陵フットパス）」については、工事用資材等の搬出入に伴う影響について、工事関係車両の平準化等の環境保全措置を講じ、施設及びアクセスルートの利便性を確保することなどから影響は小さいと予測しているが、風車の一つが新たにフットパスに近接して設置されるため、その利用性、快適性等への影響が懸念される。このため、こうした影響についても調査した上で、改めて適切に予測及び評価を実施すること。

(9) 廃棄物

既設風車の撤去工事を含め、工事の実施に伴い発生する廃棄物については、可能な限り有効利用に努め、環境保全に十分配慮した計画とすること。